昭和三十五年四月二十七日

第三回 福生町議会臨時会々議録

福生町議会

第三回福生町議会臨時会々議録

一、昭和三十五年四月三十七日午前九時第三回福生町議会臨時会を福生町役場に招集した。

一、出席議員は次の通りである。

第一番 斉藤真一　第二番 高橋千春　第三番 後井明
第四番 磯村武夫　第五番 清水与市　第六番 西村光人
第七番 細渕晋一　第八番 笹本益夫　第九番 大久保一郎
第十番 米泉董　第十一番 石川信義　第十二番 山下人吉
第十三番 田村祐一　第十四番 中西長蔵　第十五番 高水惣八
第十六番 村野弘　第十七番 斉藤博　第十八番 斉戎
第十九番 後迫継二郎　第二十番 平井賢治　第二十一番 吉田清
第二十二番 山下幸三　第二十三番 瀬古清蔵　第二十四番 高橋秀市

一、会議事件及び議事日程は次の通りである。

日程第一　契約締結同意方について　（議案第三五号）

日程第二　福生町便用料その他督促及督促手数料並びに滞納処分に

関する条例の発止について　（議案第三六号）

日程第三　補助道の舗装化請願について　（請願第六号）

日程第四　本八町内幼稚園（保育園）建設に関する請願について　（請願第七号）

一　地方自治法第百二十一条の規定により会議事件説明のため出席した者は次の通りである。

町長　秋山誠一　助役　川窪金吉　収入役　大野忠一

総務課長　貫井七代次　土木課長　橋本孝蔵　税務課長　高水求

民生課長　森田猛　産業課長　町田倍二　水道課長　古谷徳男

警長　橋本兵五郎

一　議会事務局の職員は次の通りである。

事務局長　上野重勝　書記　生子和利

一　議長　開会を告げる。日程順に議事を進めてつきます。

日程第一　契約締結同意方について　（議案第三五号）

東京都西多摩郡福生町役場

一　議長　本件を上程いたします。

一　助役　議案第三五号について申説明申しあります。

その一からその六までありますが契約締結同意方についてであります。

その一は水道拡張工事に伴う第四水源池を作りたいと云うのである。

平浜の一六二番地ですが規模として二五〇粍のもの、深さ一六〇米、揚水量は一昼夜一、三〇〇五方米（七、二五〇石）でありますが、今までの井戸につきましては一五〇米であり、五百尺が今回いく分が深くなり一六〇米に堀りたい。揚水量は従来は一、〇〇〇立方米でありますが一、三〇〇立方米、以上で契約いたしたい。四月一日に仮契約いたしまして日本鑿泉と二百二十七万円で、金額の高くなりたるは深さが大きくなりたる事であり工期は五月三十日と云うので契約いたしたい。

そのことはこの井戸に対する揚水ポンプである。従来水中モーターを使用してきましたが成績が良いので今回も採用したいと存じまして

老字訂正

これも同会社でありますし、場水管口径三五粍、全揚程六六米
二十五馬力のモーターである。九十三万で工期は五月三十日に納入出来る
予定である。以上のようで契約いたしたい。
その三は今度第二浄水場が出来るわけですが、その配水ポンプと設
備機具の購入である。配水ポンプが七、五kw（十馬力）が三台、三五
kw（五馬力）が二台附属として配電設備機具一式、高圧から低圧に落
すための配電盤二ケ、電動機の操作盤、スイッチ等で契約したい。
工期は六月十五日、弐百五拾参万五千円、荏原商事である。
その四は第二浄水場の電気工事でその三にあきましたものと、尚
配線の取付、電気設備一式も荏原商事と関係し、一番よつの
ではないか。他の会社にやらせても良いのですが、同会社にやらせた方
がスムーズにいく。七拾六万五千円で契約したい。
その五は第二浄水場の上屋工事である。ポンプ室、塩素減菌室、
倉庫、便所等の契約である。配水ポンプ四六、三坪、鉄骨の軽

東京都西多摩郡福生町役場

老字訂正

量型鋼を用いる。八社で入札した所、田村建が弐百四拾万円で落札
六月三十日に竣工として契約した。
その六は南、内出地区の配水管埋設工事資材講入の契約である。
同時に永田地区、中福生地区からのこれに対する請願が出ている。これ
については側量して理在設計中である。設計次第五月二十日か
二十五日に着工したい。その六はそれより早く設計出来た関係上
ここに資材の講入をした。三社で入札した所、太三機工と百拾七
万で仮契約した。以上そのかく六まで拡張工事の資材講入、浄水
場の設備の関係である。

一、議長　厚生委員長より委員会の経過報告を求めます。

一、厚生委員長　本件につきましては、先般厚生委員会を開きまして慎重審
議した結果、助役の報説的通り委員会としては了承した訳け
であり、よろしくお願いします。

一、第二十二番　その二の名称でありますが、水中モーターについて御質問ひたします。

現在その会社において講入したるか、ドイツ製のもの講入したのか、従来三十三年度に於て始めて水中モーターのニストケースがあり我々も見学したるしかありますが、その当時の見地からも非常にドイツ製では二十五馬力は出来ていないが五十ならある。二十五は将来当然輸入されてくる。ドイツ製の方が好ましいと聞いているのであるが、そうした面から今度はどうしたものを入れているのか。

一 水道課長 二十五馬力のものはドイツ製かどうかというのでありますが、ドイツ製のモーターを持って来て改造をし、日本製のようになっている。

一 第三十二番 名称そのものについてはドイツ製の名を使っている。設計权もある関係上、日本鑿泉で作られ、メーカの名を用いているというのである。

一 議長 他に異議ありませんか。

異議なし。

一 議長 異議なつと認め議案第三五号を決定いたします。

日程第二 福生町使用料その他督促及督促手数料並びに滞納処分に関する条例の発止について。

（議案第三六号）

一 議長 本件を上程いたします。

一 事務局長 朗読

一 助役 議案第三六号でありますが、昭和十六年十月六日に制定されておりましたが、その后条例の改正を見まして福生町税使用料手数料徴収条例が昭和二十九年に制定されまして以后この条例で基きまして発止すべきものがあるのでありますが、条例の整備が不完全なため今日まで生きていたという形になっておりますが、よろしく御審議の程を。

一 議長 総務委員長より委員会の報告を求めます。

一 総務委員長 本件につきまして二十一日の委員会で審議しておりますが、唯今助役の説明通り条例が二十九年六月二十九日に出来、発止すべきものが今日まで見送りされていた。御了承賜りたい。

一 議長 本件について異議なつか。

異議なし。

一議長異議なつたし議案第三六号を決定いたします。

日程第三 補助道の舗装化請願について

（請願第六号）

一議長本請願を上程いたします。

一事務局長朗読

一第十一番 地元議員として一言申し上げます。

舗助道五号線でありますが駅前通りから大体一二五口米の間を考えてあります。その内四百米舗装化されたわけですが、その先川崎に通ずる五号線がありますが、プリントにあります通り非常に交通がひんぱんであります。一日も早く舗装化されるのを待望しているわけであります。いろいろよろしくお願いいたします。

一第七番 五号線と申しますのは、今回羽村と手を取り合うべく場合非常に必要なるべきはないが、昨年の末水道を入れていただきました。川崎の方々は私の方へも入れてもらいたいという話もあるようにありますとにかく福生は良いという感じを与えるのは非常に羽村と計画していく上にプラスになる。加美地区は農地と云いましても半分以上は羽村の農地である。今年度指定を受ける市街地開発、いわゆる町作りに於きましても川崎の方々の市理解、市協力がなければ開発出来ない地区である。このあたりは舗装化して良いという感じを与えるところも出てくる。川崎の方がこの道路を使用して商店街を利用する。七十%はそうではないが、皆様方の市理解により一日も早く舗装化するのを代表して お願いいたします。

一第二十二番 本請願の主旨はそのものについて格成でありますが、内容について紹介議員について市審議願いたいと思います。

委員会の有方でありますが担当委員会の中に紹介議員として名入りであり、審議の仕方については都の請願陳情と相並んだ時にこれが優劣つけ、紹介議員の仕方を良とつけるかどうか。よろしくというのならば私達遠慮して請願等に右等を連ねるという考えがある。常任委員会に入った場合は

東京都西多摩郡福生町役場

当然委員長、建設委員とそれぞれ場としては地元であると云えば
それまでなるすが、担当委員会に必ず入る。その場合請願、陳情
が、それを優先される一つの考を出すのは建設であるが、一応戸寄
った方面へ行くべきではないか。この点について市審議願つたい。

一、第十一番　本請願の内容については異議ありませんが二十二番議員の云う通り紹
介議員、特に東泉議員は建設委員長という立場にあられる。当然審
議すると附託される。この点を今后請願書に対する紹介議員の説
明等に於きましては出来るだけそれ以外の方を市指名願つます。

一、第十九番　本件については私も異議なし。しかし福生町の現状から云って予算面で
来て伴わなつたが現状である。福生町の議員の三分の一か自家用車を持
っている。すなわち福生町の文化生活水準が非常に上がっている。将来の
ためにまちこばしい。現在雨が降れば水たまりが出来る。乾かけば土け
むりが出る。町民は舗装化に熱望している。町道は十二万七百米あり
三十四年度の舗装化から計算して五分の一、あるいは六分の一舗装する

には非常な才月と経費がかかる。三十五年度には ローラーの借上げ料にか
かっているのであります。当町にローラーを買い入れまして利用し
舗装化に持っていけるか。又現在の行き方のように業者にさせるか。矢対
事業、直接人夫を雇って直ちに工事をやらせる。技術的にお能であるか。
担当課長の充分の研究とこれに対して努力をしてもらつたい。

一、第二十二番　先程お願いしました審議の考え方を指摘しまして、時分の予算審議
でローラー講入等が出た場合は確年をしてもらいたい。本案とは大分
審議内容が変っております。市の承願して私の提案したものでつくし
市審議願つたい。

一、第九番　二十二番議員の意見もことも思うが、かくしもいの関係が出たと記憶
している。自治法に於ても二名以上の紹介議員があれば差支え
ないので無理にそうした誤解を招くるは云わず、さけた方
がよろしいのではないか。問題は考え方が紹介議員というのを捨てた
ならばよろしいのではないか。請願書等内容についても町内自ら作り

紹介議員で印をもらうのが本来ではないか。議員の方から促進するのも起きないと限らない。議員の考え方が基本的になるならば、そう実はそう問題にならない。見方によりしはあかしいというのは半実である。福生の円慢なる解決、行政が行われるよう審議がなされるのならば何ら差支えない。

第十三番　私は誰れでも良いと考える。内容については良く知ってあかねばならぬが紹介議員にうそくは限定すべきではない。又人間は誤解を招くのも考えねばならぬが担当委員会を考えた上で紹介議員を選んでいたゞきたい。一応形式の上で誰れでも良いと考える。議長が説明を求める場合、米泉議員を申指名したようですが今后申考慮願いたい。やえ代表としても建設委員長という潜入感を持ちやすい。結論として一つの請願書が良ろしいかどうかという問題でなく年次計画を立て清願、順序を踏み、間違いのないよう理事者の行政を確立しなければならぬ段階であるが検討していきたい。

東京都西多摩郡福生町役場

第二十二番　私達が推測するに出来るなりさけ尽方が良いと思う。担当委員会に附託された場合当然紹介されたと同時に責任を持つて紹介するのですから審議事項の中では当然で決される。町民各位からも審議事項をうたがわれるというのも出来ますので、そう実は出来限りさける方が良いと思うので、これらの道に順応して進みたい。

第二十一番　担当委員会に申附託の上充分審議し、やえの要望に応えたい。

議長　担当委員会附託に異議ないか。

異議なし。

議長　本請願第六号は建設委員会に附託いたします。

日程第四　本八町内幼稚園（保育園）建設に関する請願について

（請願第七号）

議長　本請願書を上程いたします。

事務局長　朗　続

二字加入

一議長　第十番　米泉議員と申紹介いたします。

一第十番　保育園設置の請願が出されたが、皆称の申賛同と得担当委員会に附託されたまでです。慎重に審議した結果保育園というよりも幼稚園という名をつけた方が非常に仕事が仕やすい。再度陳情したように考える。本日提案しましたが本日でありますのでよろしく申検討願いましてすみやかに設置出来ますようをお願いします。

一議長　第十四番　中西議員を申紹介いたします。

一第十四番　昭和三十五年二月十一日に於きまして町当局へ本八町内には敷地三百坪ある。何んとか、ここに保育園を作りたいというようになり、清願した結果厚生委員会保育園となりますと補助を中心として運営する。月日がかゝる。本年度最高の幼児が保育園、幼稚園に入れないという状態であると民生委員も事実云ってありますが、調査した結果一〇六才までで三六名の子供がいる。いかに早く作るべきか。幼児教育をあるそかにしてはかわいそうだ。二月十一日に請願しましたが、ここに改たに幼稚園（保育

東京都西多摩郡福生町役場

五字削除

園として発足するように於て作ろうではないか。幼稚園は申請すればすぐ出来る。認可給ではないのである。現在三百坪、二十八坪の建物がありますが設計した所、三十五坪、工費一六九万で工期四十日、町の協力が得られるば何んとか責任を持って作るから方法を考えるという声があり保育園と切り変えて幼稚園になったのであります。実際の運営面は町の指示に従い八町内に作ったのだから八町内のものだけを入れるというのではない。周辺の子供達も入る。このまゝ町にお願いしたのでは本年度どうなるかわからない。町営と私営とでは大きな差が出てくる。何んとか強力にお願いし早く解決したい。

一議長　厚生委員長に報告を求めます。

一第十三番　~~厚生委員長~~　本請願書は前回のものと取り下げてもらいたいというようですのでこの採択により前回の厚生委員会の報告が生きてくるかどうかわかりませんので関連事項として決めたい。内容については異議ある。

一第十一番　委員会としてはこれに基きまして審議しておられたのでありますが、